

事務連絡
平成19年1月30日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

水道行政担当部（局）担当者 殿

厚生労働省健康局
水道課水道水質管理室

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例発生時の
水道等における衛生上の措置の徹底等について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国内において、高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受け、関係機関による関連情報の提供が行われているところです（参考1）。

飲料水との関連については、「本来の宿主ではないヒトへの感染は患鳥との濃密な接触がない限り起こらないもので、この観点からすれば水道水を介したヒトへの感染は考え難い。」とされています（参考2）。しかし、高病原性鳥インフルエンザのリスクを最小化するため、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した場合には、念のため、下記の事項について確認等を行っていただくようお願いします。

記

1. 事例が発生した施設周辺の水道施設（簡易水道、専用水道、飲料水供給施設を含む）に関する水源・浄水処理の状況、及び、飲用井戸の設置状況を確認すること。
この場合、移動自粛や制限の対象となる半径10kmの区域を超える範囲は確認範囲とする必要はなく、また、この範囲内であっても影響を受けるとは考えられない水道施設等までを確認対象とする必要はない。
2. 事例が発生した施設からの排水が水道水源等に影響を与えていないことを確認すること。また、事例が発生した施設の消毒等がなされる場合は、消毒剤により水道水源等に影響を与えていないことを確認すること。
3. 水道施設の浄水処理の状況については、当該水道施設の処理方式のほか、消毒の徹底（末端で0.1mg/L以上の残留塩素濃度を保持）等、常時行うべき衛生管理が遵守されていること（参考3）について確認すること。
4. 事例が発生した施設の周辺に飲用井戸がある場合には、水道水が使用できる場合は水道水を使用すべきこと、水道水が使用できない場合は念のため、煮沸した後に使用すべきことを周知すること。
5. 高病原性鳥インフルエンザと確認され、飼養家きんが地中に処分されることとなった場合、周辺地下水に影響を与える恐れが考えられるので、実施される措置等について、引き続き情報収集を行うこと。

【参考資料】

参考1：「鳥インフルエンザに関する情報（関連情報）」（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/index.html>

参考2：「飲料水中のウイルス等に係る危機管理対策に関する研究」
（平成17年度厚生労働科学特別研究事業報告書）

（全文）<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h17virus/H17virus-full.pdf>

（関係部分）<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h17virus/H17virus-part2.pdf>

参考3：「水道等における衛生上の措置の徹底等について」（平成18年12月19日事務連絡）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h14/dl/061219-2.pdf>

（事務連絡で別添として参照している18年7月、9月の事務連絡もあわせてご参照ください。）